交際相手等からの暴力的事案対応要領の制定について

令和３年３月５日例規

（生総・府民・地総・刑総）第14号

（最近改正　令和４年３月30日例規（生総）第45号）

この度、別記のとおり交際相手等からの暴力的事案対応要領を制定し、令和３年４月15日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別　記

交際相手等からの暴力的事案対応要領

第１　趣旨

この要領は、人身安全関連事案対策実施要綱（平成31年３月29日例規（生総・少・刑総・捜一・府民）第44号）に定めるもののほか、交際相手等からの暴力的事案への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(１)　交際相手等　次に掲げる者をいう。

ア　現在において夫婦関係（内縁関係を含む。以下同じ。）又は恋愛感情を伴う交際関係にある者

イ　過去に夫婦関係又は恋愛感情を伴う交際関係にあった者

ウ　一方的な恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情が存在する関係にある者

(２)　交際相手等からの暴力的事案　次に掲げる行為その他の交際相手等の粗野又は乱暴な言動から判断して、これらの行為による被害者及びその親族その他の関係者（以下「被害者等」という。）に危害が及ぶおそれがあると認められる事案をいう。ただし、ストーカー事案（ストーカー行為等の規制等に関する事務取扱規程（平成29年訓令第17号）第３条第８号に規定するストーカー事案をいう。以下同じ。）及び配偶者からの暴力事案（配偶者からの暴力事案に係る対応要領（平成14年12月18日例規（生総・府民・地総・刑総）第104号）第１に規定する配偶者からの暴力事案をいう。）に該当するものを除く。

ア　刑法（明治40年法律第45号）上の暴行罪又は傷害罪に当たるような身体に対する暴力

イ　刑法上の脅迫罪に当たるような生命又は身体に対して害を加える旨を告知してする脅迫

ウ　ストーカー事案に発展するおそれのある行為

第３　体制

１　調査責任者

(１)　警察署に調査責任者を置く。

(２)　調査責任者は、生活安全課長（生活安全刑事課長を含む。）をもって充てる。

(３)　調査責任者は、交際相手等からの暴力的事案についての相談の事務及び処理に関する事務（以下「相談等事務」という。）を統括管理する。

２　調査担当者

(１)　警察署に調査担当者を置く。

(２)　調査担当者は、警察署長（以下「署長」という。）が生活安全課員（生活安全刑事課員を含む。以下同じ。）のうちから指名する者をもって充てる。

(３)　調査担当者は、調査責任者の指揮を受け、相談等事務を行う。

３　事務処理の補助

署長は、必要により、生活安全課員以外の者に相談等事務を補助させることができる。

４　対応警察署

交際相手等からの暴力的事案に対応する警察署は、被害者の住所、避難先その他の生活の本拠（以下「生活の本拠」という。）の所在地を管轄する警察署（以下「生活の本拠管轄警察署」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、生活安全総務課長と関係する警察署の署長（以下「関係警察署長」という。）が協議して決定するものとする。

(１)　被害者の生活の本拠が大阪府外にある場合

(２)　交際相手等からの暴力的事案の内容その他の事情を勘案して生活の本拠管轄警察署以外の警察署で対応することが適当であると認められる場合

(３)　その他特別の事情がある場合

５　体制の確立

署長は、関係各課（係）における情報の共有化を徹底し、警察署を挙げて迅速かつ的確に対応することができる体制を確立するものとする。

第４　対応要領

１　相談への対応等

(１)　警察職員は、大阪府警察広聴相談取扱規程（平成13年訓令第21号。以下「相談規程」という。）第11条の規定により交際相手等からの暴力的事案に関する相談を受理したときは、相談規程第12条の規定により交際相手等からの暴力的事案相談カード（相談規程別記様式第４号の３。以下「相談カード」という。）を作成するものとする。この場合において、警察本部の所属、警察学校、方面本部、組織犯罪対策本部又は犯罪対策戦略本部において相談カードを作成した場合は相談規程第13条第３号の規定により生活安全総務課に、警察署において相談カードを作成した場合は相談規程第13条第４号の規定による広聴相談受理簿（相談規程別記様式第５号（その１））への登録及び相談規程第14条の規定による署長への受理の報告を行った上で生活安全課（生活安全刑事課を含む。以下同じ。）にその都度、相談カードを引き継ぐものとする。

(２)　前記(１)の受理の報告を受けた署長は、他の警察署の管轄区域内において警戒その他必要な措置を実施する必要があると認めるときは、当該他の警察署の署長に対し（他の都道府県警察に対する依頼の場合は、生活安全総務課長を経由して当該他の警察署の署長に対し）、相談カードの写しを送付するとともに、当該措置を依頼するものとする。

(３)　前記(１)の規定により相談カードの引継ぎを受けた生活安全総務課員又は調査責任者は、当該引継ぎを受けた相談カードに係る事案（以下「相談事案」という。）について、交際相手等からの暴力的事案管理簿（別記様式第１号）に必要事項を記載し、交際相手等からの暴力的事案処理経過簿（別記様式第２号。以下「処理経過簿」という。）に当該相談事案の以後の対応方針等を記載した上、当該処理経過簿により生活安全総務課長又は署長に報告するものとする。

２　相談事案の引継ぎ等

(１)　前記１の(３)の規定による報告を受けた生活安全総務課長は、当該報告に係る相談事案について、被害者等への連絡による相談受理後の被害者支援（以下「相談受理後の被害者支援」という。）を行う必要があると認めるときは、生活の本拠管轄警察署の署長又は当該相談事案に対応することとなった警察署の署長に、速やかに相談カード、処理経過簿及びその他の関係書類（以下「相談カード等」という。）の写しを送付する等の方法により当該相談事案を引き継ぐものとする。ただし、相談事案の内容等から判断して、生活安全総務課において対応することが適当であると認めるときは、前記第３の４のただし書の規定により関係警察署長と協議した上、生活安全総務課で相談受理後の被害者支援を行うものとする。

(２)　前記(１)の本文の規定により相談事案を引き継いだ場合において、当該相談事案の引継ぎに係る警察署以外の警察署の管轄区域内において警戒その他必要な措置を実施する必要があると認めるときは、当該警察署の署長に対し、相談カード等の写しを送付するとともに、当該措置を依頼するものとする。

(３)　前記１の(３)の規定による報告を受けた署長は、当該報告に係る相談事案が他の警察署で対応すべきものである場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める措置を実施するものとする。ただし、相談事案の内容等から判断して、自署において対応することが適当であると認めるときは、前記第３の４のただし書の規定により生活安全総務課長及び関係警察署長と協議した上、自署で相談受理後の被害者支援を行うものとする。

ア　被害者の生活の本拠が大阪府内の他の警察署の管轄区域内にある場合　速やかに相談カード等の写しを生活の本拠管轄警察署の署長に送付する等の方法により当該相談事案を引き継ぐこと。

イ　前記ア以外の場合　前記第３の４のただし書の規定により生活安全総務課長及び関係警察署長と協議し、相談受理後の被害者支援を行う警察署を決定すること。この場合において、自署以外の警察署において相談受理後の被害者支援を行うこととなったときは、速やかに相談カード等の写しを送付する等の方法により当該警察署の署長に対し（他の都道府県警察の警察署に引き継ぐ場合は、生活安全総務課長を経由して当該警察署の署長に対し）、当該相談事案を引き継ぐこと。

３　生活安全総務課又は他の警察署から相談事案の引継ぎを受けた場合の対応

署長は、前記２の規定により生活安全総務課又は他の警察署から相談事案の引継ぎを受けたときは、速やかに調査責任者に相談カードを作成させた上、報告させるものとする。

４　事案の適切な対応

(１)　署長は、自署において相談受理後の被害者支援を行う相談事案について、調査責任者に必要な調査を行わせるものとする。

(２)　前記(１)の調査を行った結果、相談事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合は、加害行為をした交際相手等（以下「行為者」という。）に対する処罰を望む意思について被害者に確認し、被害状況等の客観的かつ正確な把握に努め、積極的に事件化を図るものとする。

(３)　前記(２)の場合において、被害者に行為者に対する処罰を望む意思がないときは、過去の事例から被害者のみならず、その親族その他の関係者にまで生命の危険が及ぶ可能性があることについて十分に説明し、被害者等に対し被害の届出の働き掛け及び説得を行うものとする。

(４)　前記(３)の働き掛け等にもかかわらず、被害者が被害の届出をしない場合は、当事者双方の関係性を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由があるときは、行為者の逮捕をはじめとする強制捜査を行うことについて積極的に検討するものとする。

(５)　前記(４)の規定による検討を行った結果事件化することができなかったとき又は前記(１)の調査を行った結果相談事案が刑罰法令に抵触しないと認められるときは、被害者の意向を確認の上、当該相談事案の内容に応じて、次に掲げる措置のうち、適切な措置を実施するものとする。この場合において、被害者に対し警察が行い得る措置を十分に説明するとともに、当該被害者の納得が得られるよう努めるものとする。

ア　行為者に対する指導警告を行うこと。

イ　被害者の生命、身体等に危害が及ぶおそれがあると認める場合は、被害者に対し避難の希望の有無についての意思を確認し、避難を希望する場合においてはその支援を行い、避難を希望しない場合においてはその危険性を十分に説明した上、当該被害者の周辺の重点警戒、防犯カメラの設置、防犯指導等を行うこと。

ウ　他の警察署の管内において、被害者の勤務先又は実家に対する押し掛け等の行為の発生が予想される場合は、当該他の警察署に情報を提供し、必要な措置を依頼する等連携を強化すること。

エ　その他被害者等から警察に対する支援の求めがあった場合は、必要な措置を実施すること。

５　被害者連絡の実施等

(１)　署長は、相談事案について、前記１から４まで（２の(１)を除く。）の対応を行ったときは、その対応後の状況を把握するための被害者との緊密な連絡（以下「被害者連絡」という。）を実施し、その状況の変化に応じて、行為者を検挙し、又は前記４の(５)のアからエまでに掲げる措置のいずれかの措置を実施するものとする。

なお、被害者連絡の実施については、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案被害者連絡実施要領（平成28年３月23日例規（生総）第40号）第４の３に定めるところによるものとする。

(２)　署長は、長期間にわたり被害者と連絡が取れない等被害者の安全が確認できないときは、調査責任者に被害者の自宅に赴く等必要な調査を行わせるものとする。

第５　処理経過簿への記載及び署長に対する報告

調査責任者は、次に掲げる場合は、その都度、処理経過簿にその内容について記載し、経過を明らかにするとともに、当該処理経過簿により署長に報告するものとする。

(１)　行為者を検挙した場合

(２)　前記第４の４の(５)のアからエまでに掲げる措置を実施した場合

(３)　被害者連絡を行った場合又は被害者連絡を打ち切った場合

(４)　その他署長に報告すべき事項があった場合

第６　留意事項

(１)　前記第４の２の規定により相談事案を引き継ぐときは、引継先の警察署の調査責任者及び調査担当者と緊密な連携を図り、当該相談事案の内容、被害者の意向等を詳細かつ確実に伝達すること。

(２)　前記第４の２の(１)のただし書又は同２の(３)のただし書の規定により生活の本拠管轄警察署以外の所属において相談受理後の被害者支援を行った場合で、当該相談事案の処理を完結したときは、当該相談事案に係る相談カード等の写しを生活の本拠管轄警察署に送付すること。

(３)　被害者の安全確保を最優先とした措置を徹底するとともに、既に把握している事項について、再度被害者に聴取する等被害者に無用の負担を掛けることのないようにすること。

第７　報告

署長は、次に掲げる場合は、その都度、速やかに生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。この場合において、大阪府警察ストーカー・配偶者からの暴力等事案情報管理業務実施要領（平成27年３月27日例規（生総）第36号）第７に規定する登録を行うほか、必要に応じて関係書類を送付するものとする。

(１)　交際相手等からの暴力的事案を認知した場合

(２)　対応中の相談事案について、被害者等から再度の相談等があった場合

(３)　生活安全総務課又は他の警察署から相談事案の引継ぎを受けた場合

(４)　行為者を検挙した場合

(５)　被害者連絡を打ち切った場合

(６)　その他報告すべき事項があった場合